

山口県報

目 次

選管告示

政治団体の收支に関する報告書の要旨に関する告示の一部記正(二件).....



山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された收支に関する報告書について、自由民主党山口県第四選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団体の收支に関する報告書の要旨に関する告示（平成二十二年山口県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十五年二月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された收支に関する報告書について、自由民主党山口県第四選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団体の收支に関する報告書の要旨に関する告示（平成二十三年山口県選挙管理委員会告示第八十二号）の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十五年二月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成25年
2月15日
(金曜日)

平成
二十二年
五月十五日
発行

発行
人所

山口県
知事